

みんな笑顔で地域の宝を育てるために

「子育て応援

しもつけっ子プラン」

3
紹介
その
プラン

子ども・子育て支援新制度スタートにあわせて、教育・保育施設に係る事業について紹介します。

○「施設型給付」について

平成27年度4月からスタートした「子育て応援しもつけっ子プラン」の中で「子ども・子育て支援給付」制度ができました。

この制度の中には「施設型給付」制度と「地域型保育給付」制度の2つがあります。

下野市内では「地域型保育給付」制度に該当する施設が無いので、今回取り上げるのは保育園等の施設に通園されている方に関係の深い「施設型給付」制度です。

これまでの制度では保育所、幼稚園、認定こども園を所管する各省庁から、個別の給付費として施設への経費や保護者への補助金が支給されてきましたが、新

制度ではこれを「施設型給付費」として一本化して市から保護者に支給することになりました。

ただし、この給付費が確実に「子ども子育て支援」に使われることが必要のため、各事業者が保護者に代わり、直接市に給付費の請求することになります。（法定代理受領）

施設給付費は、児童一人一人の「認定区分」に応じて計算されていますので、実際に施設を利用するときには、事前に入園申込とあわせて施設型給付費の支給認定申請を行い、認定を受けていただく必要があります。

詳しくは次頁の施設またはこども福祉課へお問い合わせください。

